

●「主要行等向けの総合的な監督指針」改正案

旧	新
<p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応 （略）</p> <p>（２）資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 （略）</p> <p>②Tier1 適格性（海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について）</p> <p>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>ロ．告示第５条第２項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第５条第２項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。</p> <p>ａ．『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』又は『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p>	<p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応 （略）</p> <p>（２）資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 （略）</p> <p>②Tier1 適格性（海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について）</p> <p>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>ロ．告示第５条第２項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第５条第２項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。</p> <p>ａ．『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』又は『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p>

- b. 資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に1回を超えるステップ・アップの特約が付されていないか。
- c. スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記 a. の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。
- d. 発行後 10 年目以降にステップ・アップ特約により金利が上昇するものとなっているか。

(略)

- b. 資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に1回を超えるステップ・アップの特約が付されていないか。
- c. スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記 a. の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。
- d. 発行後一定期間経過後にステップ・アップ金利を付す旨の特約等が付されている場合、当該特約等は当該資本調達手段の発行後 10 年目以降に発動されるものとなっているか。

(略)